

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号  
**株式会社ウェッジホールディングス**  
代表取締役社長兼CEO 此 下 竜 矢

## 第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会につきまして、下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、規模を縮小・予定時間を短縮し、安全に最大限配慮したうえで開催いたしたく、以下のとおりご案内させていただきます。

株主様におかれましては、何卒、ご理解・ご協力のほど、お願い申し上げます。

1. 本株主総会のご出席につきましては、株主様の健康と安全面を最優先にお考えいただき、ご来場を見合わせていただくこともご検討ください。ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠中の方におかれましては、特に慎重なご判断をお願いいたします。

2. 本株主総会にご出席されない株主様におかれましては、書面にて事前に議決権を行使していただきますようお願いいたします。行使期限の令和3年12月24日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願いいたします。

3. 本株主総会にご出席される株主様におかれましては、以下の対応につきまして、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

①咳、発熱症状等の体調不良が見受けられる方には、ご入場をお断りさせていただきます。また、ご入場後、体調がすぐれないようにお見受けされる株主様につきましても、運営スタッフがお声掛けさせていただき、ご退出をお願いする場合がございます。

②例年よりも会場内の座席間隔を広げるため、ご入場を制限させていただく場合がございます。

③運営スタッフはマスクを着用させていただきます。ご来場される株主様におかれましても、マスクの着用および会場に入場される際の手指の消毒にご協力をお願いいたします。なお、当社の役員につきましては、壇上において、ご来場の株主様と新型コロナウイルスの感染を防止するうえで十分な距離を取ることが可能な場合には、マスクの着用をしない場合がございます。

◆本年もご来場の株主様にお配りしておりましたお土産につきましては、安全上の理由（接触感染リスクの低減）により、取り止めさせていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年12月27日（月曜日）午後2時  
2. 場 所 東京都中央区日本橋箱崎町42番1号  
T-CATホール1F

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第20期（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第20期（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）  
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.wedge-hd.com/>）において周知させていただきます。

## (提供書面)

### 事業報告

(令和2年10月1日から  
令和3年9月30日まで)

#### 1. 企業集団の現況

##### (1) 当連結会計年度の事業の状況

###### 事業の経過及び成果

当社グループは当連結会計年度においては、減収減益となりました。売上高は57億72百万円（前年同期比25.5%減）、営業利益は2億26百万円（同33.8%減）、経常損失は3億92百万円（前年同期は3億40百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は11億83百万円（前年同期は18億39百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

売上高については、コンテンツ事業が5年程度以前から獲得してきたコンテンツが大きく貢献したこと、その他の権利収入も順調であったことなどから売上高を大幅に伸ばしました。一方、東南アジア各国政府によるロックダウンなどの新型コロナウイルス感染拡大防止策による景気悪化や営業活動が禁止されていたこと、長期にわたる訴訟やその影響、ミャンマーにおける政変による不確実性などに伴って、Digital Finance事業が大幅減となりました。営業利益及び経常利益につきましては、上記の売上状況に加えて、コンテンツ事業は近年の事業改革により支出面で事業経費削減が進んだことにより、大幅に利益を増加させました。その一方、Digital Finance事業は上記売上高の減少が大きく、また東南アジア全域のコロナ禍による影響、ミャンマー政変による影響のため、返済遅延が発生し貸倒が大きく増加しました。一方で、事業経費を削減しましたが、訴訟費用の負担等も大きく、利益が大幅に減少いたしました。また、親会社株主に帰属する当期純損失については、Digital Finance事業の損失が相対的に大きく非支配株主に帰属する当期純利益として社外流出する損失が多くなったことにより前年同期よりも赤字幅が縮小いたしました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響に関しては、特にDigital Finance事業に影響が出ました。2020年に新型コロナウイルス感染症が広まっていなかったタイ、ミャンマー、カンボジア、ベトナムなどで現在新型コロナウイルス感染症が広まっており、また死者数が急速に増加しております。そのため当社グループが事業を行っております各国の政府の対応もロックダウンなどの強い規制に傾いており、慎重な事業方針を堅持すべき状況となっております。ただし、各国とも2021年10月からは規制を緩める方向にあります。それぞれのセグメント業績の中に記載しておりますので、ご参照ください。

当社といたしましては、今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらもそれらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(Digital Finance事業)

当事業の当連結会計年度における業績は、減収減益となりました。当連結会計年度における売上高は51億14百万円（前年同期比29.3%減）、セグメント利益（営業利益）は1億34百万円（同69.0%減）となりました。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止策として各国政府がロックダウンなどを行った結果、営業停止や休業となりました。また、長期にわたる訴訟やその影響、ミャンマーにおける政変による不確実性などに伴って、当社グループはこの間、①営業貸付金の回収に注力、②景気悪化に備えて新規貸付審査厳格化と抑制を柱に活動いたしました。また、訴訟による悪影響も大きく、売上高は減少する中で不良債権も増加しておりましたが、営業活動を抑制したことに伴い費用削減が奏功し、セグメント利益を計上することができました。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響ですが、2020年に新型コロナウイルス感染症が広まっていなかった、タイ、ミャンマー、カンボジア、ベトナムなどで現在新型コロナウイルス感染症が広まっており、また死者数が急速に増加しております。そのため当社グループが事業を行っております各国政府の対応もロックダウンなどの強い規制が2021年9月まで継続しておりました。2021年10月以降は各国とも規制緩和・入国制限緩和に進んでおりますが、経済的先行きは見通せる状態とは言えません。このため未だ慎重な事業方針を堅持すべき状況となっております。また景気悪化は各国とも影響が大きく、特にオートバイ等の当社グループ主力商品への需要減退がみられます。タイ・バンコクでは飲食店の3割が閉店に追い込まれているとも報道されており、ホテルは東南アジア全体で休業に陥っており、工場なども生産停止に追い込まれております。各国ともこのような状況になっておりますが、当社グループの顧客はそれらの産業の従業員も多く、オートバイによる宅配に盛り上がりはあるものの、現在の状況は未だ事業拡大に踏み切る段階ではないと判断しております。今後の事業再拡大への機会は慎重に判断してまいります。しかしながら規制緩和・入国制限緩和、景気対策などが今後行われるのは確実な情勢ですので、今後の事業再拡大への機会は近づいていると考えております。機会を逃さず行動できるよう準備を進めるとともに、慎重に判断してまいります。

なお、ミャンマーでのクーデターの影響につきましては、現時点では、直接的な被害は生じていないものの通常業務を営むには極めて厳しい状況であり、今後の見通しは不透明となっております。今後の事業の継続につきまして慎重に判断してまいる所存です。

(コンテンツ事業)

当事業の当連結会計年度における業績は、増収増益となりました。当連結会計年度における売上高は6億58百万円（前年同期比28.5%増）、セグメント利益（営

業利益)は2億70百万円(同179.3%増)となりました。

当事業は、主にトレーディングカードゲーム制作やエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の制作、音楽並びに関連商品の製作を行っており、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画制作・編集・制作に独自性を持ち展開しております。

当事業の業績につきましては、当社が編集に直接的に関わっており、映画等でも大変好評を博しました「鬼滅の刃」が特に今期の柱となるとともに、その他各種漫画の人气が好調であること、並びにゲーム攻略本を順調に受注できたことなどから、書籍編集の売上高が大幅に伸びました。また当社が開発に関わっているトレーディングカードゲームも人气が高く、当社が開発に関わった新商品ラインが順調に成長していることなどにより、ロイヤリティ収入が堅調に推移しております。同時に事業経費も前年同期比7%削減しており、これも利益化に貢献いたしました。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響については、2021年に新たに緊急事態宣言が出され、いったん解除されたものの再度緊急事態宣言が出されましたが、当事業は数年来リモートネットワークを推進していたことから、業務の遂行に大きな支障は発生しませんでした。

従いまして今後につきましても大きな影響はないものと考えております。また、各種の開示でお知らせいたしましたように、海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

## (2) 財政状態に関する分析

### ① 財政状態

当連結会計年度末における資産、負債については、当連結会計年度の末日をもって連結子会社のGroup Lease PCL. を持分法適用関連会社としたことにより、以下のように大きく変化いたしました。

総資産は、前連結会計年度末と比べて348億43百万円減少し、42億31百万円となりました。

流動資産は304億75百万円減少し、5億21百万円となりました。主な内訳は、現預金の減少128億6百万円、営業貸付金の減少248億76百万円、その他流動資産の減少21億97百万円、貸倒引当金の減少95億37百万円等であります。

固定資産は43億68百万円減少し、37億10百万円となりました。主な内訳は有形固定資産の減少4億12百万円、無形固定資産の減少14億83百万円、投資その他の資産の減少24億72百万円であります。

流動負債は254億18百万円減少し、6億20百万円となりました。

固定負債は3億44百万円減少し、0円となりました。

純資産は90億80百万円減少し、36億11百万円となりました。利益剰余金の減少11億83百万円、為替換算調整勘定の減少2億62百万円、非支配株主持分の減少76億33百万円等であります。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

### (3) 財産及び損益の状況

| 区 分                                             | 第17期<br>(平成30年9月期) | 第18期<br>(令和元年9月期) | 第19期<br>(令和2年9月期) | 第20期<br>(当連結会計年度)<br>(令和3年9月期) |
|-------------------------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                       | 9,995,591          | 9,318,905         | 7,750,542         | 5,772,600                      |
| 経常利益又は経常損失(△)(千円)                               | 1,478,773          | 212,652           | △340,083          | △392,721                       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)<br>(千円) | 74,042             | △448,133          | △1,839,195        | △1,183,017                     |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失(△)<br>(円)            | 2.09               | △12.53            | △51.44            | △33.09                         |
| 総 資 産(千円)                                       | 49,733,628         | 43,979,140        | 39,074,588        | 4,231,333                      |
| 純 資 産(千円)                                       | 18,479,614         | 18,228,935        | 12,691,471        | 3,611,303                      |
| 1株当たり純資産額(円)                                    | 220.71             | 210.86            | 141.23            | 101.00                         |

### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

| 会 社 名          | 資 本 金       | 当社に対する<br>議 決 権 比 率 | 主要な事業内容          |
|----------------|-------------|---------------------|------------------|
| 昭和ホールディングス株式会社 | 5,651,394千円 | 63.21%              | グループ会社の統括および経営指導 |

## ② 親会社との間の取引に関する事項

- イ) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項  
一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。
- ロ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由  
当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。  
事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。
- ハ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
該当事項はありません。

## ③ 重要な子会社の状況

| 会社名                                       | 資本金        | 当社の議決権比率           | 主要な事業内容                       |
|-------------------------------------------|------------|--------------------|-------------------------------|
| Engine Holdings Asia PTE. LTD.            | 58,693千SGD | 100.0%             | 株式の取得・保有による子会社並びに持分法適用関連会社の管理 |
| Engine Property Management Asia PTE. LTD. | 19,204千SGD | 100.0%<br>(100.0%) | 株式の取得・保有による子会社並びに持分法適用関連会社の管理 |

(注) 1 当社の議決権比率の( )内は、間接所有割合であります。

2 当連結会計年度より、Group Lease PCL.を連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社としております。連結注記表の「連結範囲の重要な変更」に記載の事項をご参照ください。

## (5) 対処すべき課題

### ・ 東南アジアにおける事業の推進とグローバル化への対応

当社グループは、タイ王国タイ証券取引所に上場しDigital Finance事業を営むGroup Lease PCL.を持分法適用関連会社とし、東南アジアを中心にDigital Finance事業を推進しております。現在進出しているのはタイ王国から、カンボジア王国、ラオス人民民主共和国、インドネシア共和国、ミャンマー連邦共和国、スリランカ民主社会主義共和国となっております。

タイ王国においてはピピ島でリゾートホテルを運営するP.P. Coral Resort Co.,Ltd.を持分法適用関連会社として、リゾート事業を展開しております。

また、日本国内で行っていたコンテンツ事業についても、トレーディングカードゲームをベトナム社会主義共和国においては現地の大手書店と提携し販売し、インドネシア共和国においては直営店及びフランチャイズ契約店舗での販売を進めており、東南アジアでのコンテンツ事業を展開しております。

東南アジア地域は持続的に経済成長が見込まれ、当社グループはこの地域に強いノウハウや人材、組織を保有しており、今後も積極的に東南アジア市場での事業展開を推進してまいります。

このような東南アジア地域に密着したノウハウを有する人材を今後も発掘・採用することは、当社グループにとっての今後の事業展開において重要な課題であり、現在の人的ネットワークを縦横無尽に駆使してさらに事業展開を加速させてまいります。

#### (6) 企業集団の主要な事業セグメント（令和3年9月30日現在）

| 事業名称              | 事業内容                                                                                                                                                       |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Digital Finance事業 | オートバイローンの引受、マイクロファイナンス                                                                                                                                     |
| コンテンツ事業           | ①雑誌・書籍コンテンツの編集・企画・デザイン、カードゲームの企画プロデュース業務<br>②商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、レコード化権、ビデオ化権、興行権、工業使用权、実用新案権その他知的財産権の取得（譲受）、利用開発、管理、使用許諾、（貸与、賃貸借）及び販売（譲渡）に関する業務 |

#### (7) 企業集団の主要拠点等（令和3年9月30日現在）

|                                           |              |
|-------------------------------------------|--------------|
| 当社                                        | 本社：東京都中央区    |
| Engine Holdings Asia PTE. LTD.            | 本社：シンガポール共和国 |
| Engine Property Management Asia PTE. LTD. | 本社：シンガポール共和国 |

#### (8) 使用人の状況（令和3年9月30日現在）

##### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 49名  | 2,567名減     |

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。  
2. 前連結会計年度末に比べて2,567名減少しておりますが、これは連結子会社であったGroup Lease PCL. 及びGroup Lease PCL. に連結されていた会社が2021年9月末日をもって持分法適用関連会社へ異動したことによります。

##### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 49名  | 10名減      | 38.6歳 | 10.2年  |

- (注) 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

#### (9) 主要な借入先の状況（令和3年9月30日現在）

| 借入先            | 金額        |
|----------------|-----------|
| 昭和ホールディングス株式会社 | 298,856千円 |



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（令和3年9月30日現在）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数   | 100,842,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 35,794,478株  |
| ③ 株主数        | 6,077名       |
| ④ 大株主（上位10名） |              |

| 株 主 名           | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|-----------------|-------------|---------|
| SIX SIS LTD.    | 13,134,300株 | 36.73%  |
| 昭和ホールディングス株式会社  | 10,826,100株 | 30.28%  |
| 株式会社SBI証券       | 485,000株    | 1.36%   |
| 楽天証券株式会社        | 333,000株    | 0.93%   |
| 株式会社SBIネオトレード証券 | 324,500株    | 0.91%   |
| 石川 大珍           | 266,700株    | 0.75%   |
| マネックス証券株式会社     | 126,915株    | 0.35%   |
| 広成建設株式会社        | 115,000株    | 0.32%   |
| 松井証券株式会社        | 95,600株     | 0.27%   |
| 日本証券金融株式会社      | 94,500株     | 0.26%   |

- (注) 1. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
 2. 持株比率は、自己株式（39,400株）を控除して計算しております。

### (2) 会社員の状況

#### ① 取締役の状況（令和3年9月30日現在）

| 会社における地位    | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                    |
|-------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長兼CEO | 此 下 竜 矢 | 昭和ホールディングス株式会社代表取締役社長兼CEO<br>明日香食品株式会社代表取締役社長<br>Group Lease PCL. 取締役Deputy CEO |
| 代 表 取 締 役   | 庄 司 友 彦 | 昭和ホールディングス株式会社<br>代表取締役COO兼CFO                                                  |
| 取 締 役       | 田 代 宗 雄 | Group Lease PCL. 取締役COO<br>GL Finance PLC. 取締役<br>Thanaban Co., Ltd. 取締役        |
| 取締役（監査等委員）  | 近 藤 健 太 | 山根法律総合事務所所属弁護士                                                                  |
| 取締役（監査等委員）  | 佐 藤 一 石 | 昭和ゴム株式会社監査役                                                                     |
| 取締役（監査等委員）  | 大 徳 哲 雄 | 株式会社樹想社代表取締役                                                                    |

- (注) 1. 取締役近藤健太氏、取締役佐藤一石氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 取締役近藤健太氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める、独立役員要件を満たしております。  
 3. 取締役近藤健太氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 取締役佐藤一石氏は、経営者として長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社監査等委員会の各委員は、当社の重要会議への出席が認められており、実際当該会議への出席を通じて情報収集を行っております。また、それら会議の事務局が、監査等委員会の職務を補助するものとなり、監査の実効性と効率を高めるよう努めております。これらの事情を含め、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等

イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬（賞与及びストック・オプションを含む）につきましては、平成27年12月24日の株主総会の決議により、取締役（監査等委員を除く。）全員及び監査等委員である取締役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の監査が働く仕組みとなっております。各取締役（監査等委員を除く。）の報酬額は、取締役の授権を受けた取締役社長が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査等委員である取締役の報酬額は監査等委員である取締役の協議により決定しております。又、当社におきましては、役員退職慰労金はございません。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が算定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

具体的な取締役の報酬につきましては役員報酬の総額を極力抑えたうえで、代表取締役社長此下竜矢に委任しております。これらの権限を委任した理由は、代表取締役社長は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域を踏まえ、取締役の個人別の報酬の算定方法及び各取締役の職責の評価をするのに最も適切な者であると考えためであります。

ロ) 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬（賞与及びストック・オプションを含む）につきましては、平成27年12月24日の株主総会の決議により、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は年額80,000千円以内（ただし、使用人給与は含まない）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額40,000千円以内としております。当該株主総会決議に係る会社社員の員数は、取締役（監査等委員を除く。）8名、監査等委員である取締役3名であります。

ハ) 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等の総額等

| 役員区分                    | 報酬等の総額<br>(千円)   | 報酬等の種類別の総額 (千円)  |          |          | 対象となる役員の員数 (人) |
|-------------------------|------------------|------------------|----------|----------|----------------|
|                         |                  | 基本報酬             | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                |
| 取締役（監査等委員を除く。）（うち社外取締役） | 7,260<br>(-)     | 7,260<br>(-)     | -<br>(-) | -<br>(-) | 2<br>(-)       |
| 監査等委員である取締役（うち社外取締役）    | 6,600<br>(6,600) | 6,600<br>(6,600) | -<br>(-) | -<br>(-) | 2<br>(1)       |

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）のうち1人は無報酬のため含んでおりません。

2. 監査等委員である取締役のうち1人は無報酬のため含んでおりません。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査等委員である取締役近藤健太氏は山根法律総合事務所に所属する弁護士であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役佐藤一石氏は昭和ゴム株式会社の監査役であります。当社と兼職先は兄弟会社の関係にあります。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                    | 活動状況                                                                                                                       |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員）<br>近藤健太 | 当事業年度において開催された取締役会13回の内11回に出席し、監査等委員会12回の内11回に出席致しました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 取締役（監査等委員）<br>佐藤一石 | 当事業年度において開催された取締役会13回の内13回に出席し、監査等委員会12回の内12回に出席致しました。取締役会及び監査等委員会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。                |

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 会計監査人の名称

監査法人アリア

#### ② 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                       | 17,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,500千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の算出根拠等を確認し、審議した結果、監査報酬額が適正であると判断し同意いたしております。

#### ④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員

会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムの基本方針」を多年度に亘る継続的取り組みの基本と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。また、四半期毎にその進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況並びに必要なに応じて講ぜられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当社は、平成19年10月25日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、平成27年12月24日開催の取締役会にて全面改定いたしました。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社および子会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 役職員の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシー(企業行動基準、企業行動憲章等)を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
  - ロ. コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部門が定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、実施する。
  - ハ. 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成する。
  - ニ. 子会社の取締役・使用人に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことにより、コンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
重要な意思決定および報告に関しては、文書の作成、保存および廃棄に関する文書管理規程を見直し再策定する。

- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. リスク管理担当役員を置き、リスク管理部門がリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
  - ロ. 各事業部門(子会社含む。)は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。それぞれの長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。
- ④ 当社および子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 年度事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその業績の評価方法を明らかにする。
  - ロ. 事業部制等を採用し、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図る。
  - ハ. 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については臨時取締役会を開催して意思決定を行う。
  - ニ. 関係会社管理規定を定め、子会社の意思決定プロセスを明確にするとともに、重要な事項については当社へ報告のうえ、決裁を受けることとする。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- グループ会社に対して、定期的な経営状況の報告、重要決定事項についての事前協議、グループ会社を担当する役員および管理部門の責任者から子会社の業務執行の状況の報告を行う。
- ⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ロ. 担当部門を設置して、子会社管理規程を再検討し、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
  - ハ. リスク管理部門は、グループ全体のリスクの評価および管理の体制を適切に構築し、運用する。
  - ニ. 適正な業務遂行を確認するため、適宜、当社内部監査担当部門による監査を実施する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査等委員会を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。

- ⑧ 前号の使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
補助すべき使用人の人事に関する事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ⑨ 当社および子会社の取締役・使用人が監査等委員会に報告をするための体制  
その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役会の他、重要会議への監査等委員の出席、業務の状況を担当部門より監査等委員会へ定期的に報告する。
- ロ. 取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。
- ハ. 事業部門を統括する取締役は、監査等委員会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
- ニ. 子会社を担当する取締役は、監査等委員会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する子会社のリスク管理体制について報告するものとする。
- ⑩ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、その処遇については監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑪ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員の職務に必要なでないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- ⑫ その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- ロ. 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

⑬ リスク管理体制の整備状況

当社グループは、経営環境が大きく変化する中で、継続的に企業価値を最大化するために、当社グループを取り巻く様々なリスクに適切に対応することが重要であると認識しております。当社ではリスク管理委員会を設置し、事業運営に重大な影響を与える可能性のあるリスク事項の把握および対策の検討と実施促進を行ってまいります。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制の基本方針」に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

① 職務執行の適切性や効率性

当事業年度は、取締役会を13回開催し、会社の重要事項について、法令及び定款に基づき審議、決定しています。

また、組織改正に伴う業務執行については、職務分掌・権限規程を改定し、その責任者と執行手続きを定めており、組織的かつ効率的な運営を図っています。

② リスク管理体制

当社は、社内にリスク管理委員会を設置し、法令、社内規定及び企業倫理を遵守する意識を全社員に浸透させ、未然にリスクを防止し、また、リスクの発生時には被害の最小化、被害の拡大防止、二次被害の防止、復旧対策を行うことにより、当社の社会的信用を保持し、向上させることを目的にリスク管理体制を整備しております。

③ コンプライアンスに対する取り組み

第20期におきましては、コンプライアンスに対する意識の向上を図るため、定期的開催している幹部社員の会議またはメール等によるコンプライアンスに関する情報伝達共有を実施し、コンプライアンスの意識の浸透・高揚に努めました。また、内部統制システムの運用上新たに検出された問題点等については、適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止の取り組みを実施してまいりました。

以上のことから、第20期における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(令和3年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部           |            |
|-------------|-----------|-------------------|------------|
| 流 動 資 産     | 521,188   | 流 動 負 債           | 620,029    |
| 現金及び預金      | 177,447   | 支払手形及び買掛金         | 20,048     |
| 受取手形及び売掛金   | 83,560    | 短期借入金             | 68,915     |
| 仕 掛 品       | 15,454    | 関係会社短期借入金         | 298,856    |
| 短期貸付金       | 573,779   | 未 払 費 用           | 98,782     |
| そ の 他       | 70,816    | 未 払 法 人 税 等       | 43,101     |
| 貸倒引当金       | △399,869  | 未 払 消 費 税 等       | 23,179     |
|             |           | そ の 他             | 67,145     |
|             |           | 負 債 合 計           | 620,029    |
| 固 定 資 産     | 3,710,145 | 純 資 産 の 部         |            |
| 有 形 固 定 資 産 | 113       | 株 主 資 本           | 4,260,688  |
| 工具器具備品      | 113       | 資 本 金             | 4,007,892  |
| 投資その他の資産    | 3,710,032 | 資 本 剰 余 金         | 6,118,472  |
| 関係会社株式      | 3,500,972 | 利 益 剰 余 金         | △5,824,715 |
| 長期貸付金       | 34,870    | 自 己 株 式           | △40,961    |
| 関係会社長期貸付金   | 13,200    | その他の包括利益累計額       | △649,384   |
| 破産更生債権等     | 4,431     | その他有価証券評価差額金      | 14,864     |
| そ の 他       | 243,993   | 為 替 換 算 調 整 勘 定   | △664,248   |
| 貸倒引当金       | △87,434   | 純 資 産 合 計         | 3,611,303  |
| 資 産 合 計     | 4,231,333 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 4,231,333  |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(令和2年10月1日から  
令和3年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 5,772,600 |
| 売上原価            |         | 759,881   |
| 売上総利益           |         | 5,012,719 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 4,785,971 |
| 営業利益            |         | 226,748   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 162,090 |           |
| 持分法による投資利益      | 58,354  |           |
| その他             | 9,567   | 230,012   |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 21,031  |           |
| 社債利息            | 729,159 |           |
| 為替差損            | 73,755  |           |
| 貸倒引当金繰入額        | 25,426  |           |
| その他             | 109     | 849,482   |
| 経常損失            |         | 392,721   |
| 特別利益            |         |           |
| 新株予約権戻入益        | 8,340   | 8,340     |
| 特別損失            |         |           |
| 減損損失            | 540,817 |           |
| 投資有価証券売却損       | 161,780 |           |
| 投資有価証券評価損       | 973,248 |           |
| 貸倒引当金繰入額        | 26,795  | 1,702,642 |
| 税金等調整前当期純損失     |         | 2,087,024 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 376,890 |           |
| 法人税等調整額         | 347,391 | 724,281   |
| 当期純損失           |         | 2,811,305 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |         | 1,628,288 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |         | 1,183,017 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（令和 2 年 10 月 1 日から）  
（令和 3 年 9 月 30 日まで）

（単位：千円）

|                           | 株 主 資 本   |           |            |         |            |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|---------|------------|
|                           | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自己株式    | 株主資本合計     |
| 令和 2 年 10 月 1 日 残高        | 4,007,892 | 6,118,472 | △4,641,698 | △40,961 | 5,443,705  |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |            |         |            |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           |           |           | △1,183,017 |         | △1,183,017 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |         |            |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —         | —         | △1,183,017 | —       | △1,183,017 |
| 令和 3 年 9 月 30 日 残高        | 4,007,892 | 6,118,472 | △5,824,715 | △40,961 | 4,260,688  |

|                           | その他の包括利益累計額  |          |               | 新株予約権  | 非支配株主持分    | 純資産合計      |
|---------------------------|--------------|----------|---------------|--------|------------|------------|
|                           | その他有価証券評価差額金 | 為替換算勘定   | その他の包括利益累計額合計 |        |            |            |
| 令和 2 年 10 月 1 日 残高        | 7,794        | △401,731 | △393,936      | 8,340  | 7,633,362  | 12,691,471 |
| 連結会計年度中の変動額               |              |          |               |        |            |            |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           |              |          |               |        |            | △1,183,017 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 7,069        | △262,517 | △255,447      | △8,340 | △7,633,362 | △7,897,150 |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 7,069        | △262,517 | △255,447      | △8,340 | △7,633,362 | △9,080,167 |
| 令和 3 年 9 月 30 日 残高        | 14,864       | △664,248 | △649,384      | —      | —          | 3,611,303  |

（注） 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 Engine Holdings Asia PTE. LTD.  
Engine Property Management Asia PTE. LTD.

なお、当連結会計年度において、当社グループの連結子会社のGroup Lesae PCL.に対する議決権比率が40%を下回る状況が長期化し、GL取締役会での当社の影響度が低下したことなどから有効な支配従属関係を維持しているとは言い難い状況となったため、2021年9月30日をみなし異動日とし、Group Lease PCL.を連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社としております。これに伴い、これまで連結子会社としていた以下の会社が連結の範囲から除外され持分法適用関連会社としております。

Thanaban Co., Ltd.  
Group Lease Holdings PTE. LTD.  
GL Finance PLC.  
GL Leasing (Lao) Co., Ltd.  
PT Group Lease Finance Indonesia  
BG Microfinance Myanmar Co., Ltd.  
GL-AMMK Co., Ltd.  
Comfort Services Development Co., Ltd.

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 Sanwa Sports Promotions PTE. LTD.  
Brain Navi (THAILAND) Co., Ltd.
- ・連結の範囲から除いた理由 合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用関連会社の状況

- ・持分法適用関連会社の数 13社
- ・持分法適用関連会社の名称 Engine Property Management Asia Co., Ltd.  
P. P. Coral Resort Co., Ltd.  
Group Lease PCL.  
Thanaban Co., Ltd.  
Group Lease Holdings PTE. LTD.  
GL Finance PLC.  
GL Leasing (Lao) Co., Ltd.  
PT Group Lease Finance Indonesia  
BG Microfinance Myanmar Co., Ltd.  
GL-AMMK Co., Ltd.  
Comfort Services Development Co., Ltd.  
Commercial Credit and Finance PLC  
Trade Finance and Investments PLC

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・当該会社等の名称
  - Sanwa Sports Promotions PTE. LTD.
  - Sanwa Asia Links Co., Ltd.
  - Brain Navi (THAILAND) Co., Ltd.
- ・持分法を適用しない理由
 

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

| 会社名                                       | 決算日    |
|-------------------------------------------|--------|
| Engine Holdings Asia PTE. LTD.            | 12月31日 |
| Engine Property Management Asia PTE. LTD. | 12月31日 |

(注) これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ その他有価証券
  - 時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・ 商品及び製品
 

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ・ 仕掛品
 

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ・ 貯蔵品
 

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 当社及び国内連結子会社 定率法及び定額法

(リース資産除く) 在外連結子会社 定額法

耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6年～20年

車両運搬具 2年～5年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ. 無形固定資産 定額法

(リース資産除く)

ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 使用権資産 定額法

## ③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## ④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は退職給付制度を利用しており、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異は発生した連結会計年度において費用処理しております。

## ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

## ⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3～20年間の定額法により償却を行っております。

## ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

#### 関係会社株式の評価

##### イ. 勘定科目名および当連結会計年度計上額

| 勘定科目   | 当連結会計年度計上額  |
|--------|-------------|
| 関係会社株式 | 3,500,972千円 |

##### ロ. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

持分法適用関連会社に対する投資（関係会社株式）の評価については、投資先の財務内容や今後の見通しなど、現時点で入手可能な情報に基づき最善の見積りをしております。このうち、持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. への投資については、後述（8. その他の注記（追加情報））に記載のとおり、その子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等に関連したタイ法務局特別捜査局の調査の進展やJTRUST ASIA PTE. LTD. との訴訟の進展次第で、投資の回収可能価額の見積りに悪影響を及ぼす可能性があり、その場合には翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性がございます。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 95千円

(2) 偶発債務  
(訴訟事件)

8. その他の注記（追加情報）の「JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載の事項をご参照ください。

### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末の株式数(株) |
|-------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 普通株式  | 35,794,478       | —               | —               | 35,794,478      |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末の株式数(株) |
|-------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 普通株式  | 39,400           | —               | —               | 39,400          |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### 1. 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債の発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### 2. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。

関係会社株式及び長期貸付金は、出資先の業績の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、運転資金に係る銀行借入金であります。また、長期借入金及び社債並びに転換社債は、主に投資並びに営業貸付に係る資金調達を目的としております。

#### 3. 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各社の主管部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

関係会社株式及び長期貸付金については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行については、取締役会の承認を得て行い、管理については、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                          | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------------|--------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金               | 177,447            | 177,447 | —       |
| (2) 受取手形及び売掛金            | 83,560             | 83,560  | —       |
| (3) 短期貸付金                | 573,779            |         |         |
| 貸倒引当金※                   | △325,709           |         |         |
| 差引                       | 248,069            | 248,069 | —       |
| (4) 長期貸付金                | 34,870             | 34,870  | —       |
| 資産計                      | 543,947            | 543,947 | —       |
| (1) 支払手形及び買掛金            | 20,048             | 20,048  | —       |
| (2) 短期借入金及び関係会社<br>短期借入金 | 367,772            | 367,772 | —       |
| 負債計                      | 387,821            | 387,821 | —       |

※ 営業貸付金及び短期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期貸付金（長期貸付金の1年以内回収予定分を含む）、(4) 長期貸付金

これらについては回収リスク等に応じた貸倒引当金を計上しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金及び関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分       | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|----------|-----------------|
| 関係会社株式 ※ | 3,500,972       |

(※) 上記については、非上場株式会社であるため、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金    | 177,447      | —                   | —                    | —            |
| 受取手形及び売掛金 | 83,560       | —                   | —                    | —            |
| 長期貸付金     | —            | 34,870              | —                    | —            |
| 合計        | 261,007      | 34,870              | —                    | —            |

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 101円00銭  
(2) 1株当たり当期純損失 33円09銭

#### 8. その他の注記

(追加情報)

- (1) 持分法適用関連会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有するタイSEC指摘GLH融資取引に関する影響について

当社持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下、「GL」という。)の子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等 (以下、「GLH融資取引」という。)に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会 (以下、「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時の2018年3月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局 (以下、「タイDSI」という。)による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。また、後述の「JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。

(2) JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について

当社持分法適用関連会社であるG Lが発行した総額1億80百万米ドルの転換社債保有者であったJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下、「J T A」という。)は、G LがT A I S E Cから2017年10月16日及び同月19日にG L元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、タイ王国及びシンガポール共和国等において当社グループに対して各種の訴訟を提起しており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

J T Aが行っている訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

① J T Aが行っている訴訟の概要

イ) (G L) 損害賠償請求訴訟

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 訴訟提起日              | 2018年1月9日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯 | J T Aは、当社持分法適用関連会社G Lの転換社債(合計2億1千万米ドル)を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、J T AはG Lに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債(1億8千万米ドル相当)の全額一括返済を要求しておりました。G Lといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応してまいりました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、J T Aは、G L及びG L H等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、G Lが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、G L及びG L Hに対し損害賠償請求を求め、これら一連の訴訟を提起したものです。 |
| 3. 訴訟を提起したものの概要       | (商号) JTRUST ASIA PTE. LTD.<br>(所在地) シンガポール共和国<br>(代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 4. 訴訟の内容              | J T Aは、タイにおいて、G L、G L取締役3名、並びに此下益司氏に対し、J T Aの投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 5. 訴訟の進展              | 係争中です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

ロ) (EHA) 損害賠償請求訴訟

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 訴訟提起日              | 2020年11月16日                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯 | J T Aは、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE.LTD. (以下、「E H A」という。) 他 1 社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、J T AがG Lに対して実施した投資(転換社債合計2億1千万米ドル・日本円で約223億円、及びG L株の購入他5億27百万タイバツ)について、G L Hが他の被告と共謀し、J T Aに投資を促すために、G Lの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にE H Aも参画しているという主張からE H A他 1 社に対し損害賠償請求を求めています。 |
| 3. 訴訟を提起したものの概要       | (商号) JTRUST ASIA PTE.LTD.<br>(所在地) シンガポール共和国<br>(代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義                                                                                                                                                                                                                                            |
| 4. 訴訟の内容              | J T Aは、シンガポールにおいて、G L H、此下益司氏、並びに当社グループではないその他5社に対し、J T Aの投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。                                                                                                                                                                                                                     |
| 5. 訴訟の進展              | 係争中です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

ハ) (EHA) 暫定的資産凍結命令申立訴訟

|                       |                                                                                                                               |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 訴訟提起日              | 2020年10月21日                                                                                                                   |
| 2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯 | 上記(E H A) 損害賠償請求訴訟に伴い、2020年10月21日にE H Aに対し、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)が下されております。 |
| 3. 訴訟を提起したものの概要       | (商号) JTRUST ASIA PTE.LTD.<br>(所在地) シンガポール共和国<br>(代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義                                                        |
| 4. 訴訟の内容              | シンガポールにおいて、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)となります。                                     |
| 5. 訴訟の進展              | 暫定的資産凍結命令が発令されており現在も継続しております。                                                                                                 |

二) (当社他) 損害賠償請求訴訟

|                       |                                                                                                                                                      |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 訴訟提起日              | 2021年6月21日                                                                                                                                           |
| 2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯 | J T Aが当社及び当社親会社昭和ホールディングス株式会社並びに親会社の筆頭株主A. P. F. Group Co., Ltd. に対し此下益司氏及びG Lの詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として、24百万米ドル(約26億円)の支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。 |
| 3. 訴訟を提起したものの概要       | (商号) JTRUST ASIA PTE. LTD.<br>(所在地) シンガポール共和国<br>(代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義                                                                              |
| 4. 訴訟の内容              | J T Aが24百万米ドル(約26億円)の損害賠償の支払いを当社及び当社親会社昭和ホールディングス株式会社並びに親会社の筆頭株主A. P. F. Group Co., Ltd. に求める訴訟であります。                                                |
| 5. 訴訟の進展              | 係争中です。                                                                                                                                               |

ホ) (G L H他) 暫定的資産凍結命令申立訴訟

|                       |                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 訴訟提起日              | 2021年8月3日                                                                                                                                                                                     |
| 2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯 | J T Aがシンガポール共和国高等法院にて、G L Hほか此下益司氏及び4社に対し、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額1億24百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起し、同高等法院は、2021年8月4日、J T Aの求めに応じて、1億30百万米ドル(日本円約142億円)の資産凍結命令を発令した旨の適時開示をJトラストが2021年8月5日に公表しております。 |
| 3. 訴訟を提起したものの概要       | (商号) JTRUST ASIA PTE. LTD.<br>(所在地) シンガポール共和国<br>(代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義                                                                                                                       |
| 4. 訴訟の内容              | 暫定的資産凍結命令が発令された旨の通知を原告代理人弁護士から受けております。今後これら訴訟進行に応じてその内容を確認の上適切な対応を進めてまいります。                                                                                                                   |
| 5. 訴訟の進展              | 同上                                                                                                                                                                                            |

②当社グループの見解及び対応について

G L及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、G L及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めてまいりる所存であり、J T Aに対し必要かつ適切な法的措置をとってまいります。

これらタイD S Iの調査や訴訟の展開次第では、当社グループが保有するG L持分法投資(当連結会計年度末の株式簿価30億円)の評価等に影響が生じる可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、連結計算書類には反映しておりません。

# 貸借対照表

(令和3年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部           |            |
|-------------|-----------|-------------------|------------|
| 流 動 資 産     | 3,930,074 | 流 動 負 債           | 577,496    |
| 現金及び預金      | 26,000    | 買 掛 金             | 20,048     |
| 受取手形及び売掛金   | 83,560    | 短 期 借 入 金         | 64,955     |
| 仕 掛 品       | 15,454    | 関係会社短期借入金         | 291,894    |
| 関係会社短期貸付金   | 3,786,619 | 未 払 金             | 36,451     |
| そ の 他       | 116,607   | 未 払 法 人 税 等       | 43,101     |
| 貸倒引当金       | △98,168   | そ の 他             | 121,045    |
|             |           | 負 債 合 計           | 577,496    |
| 固 定 資 産     | 27,696    | 純 資 産 の 部         |            |
| 有 形 固 定 資 産 | 113       | 株 主 資 本           | 3,380,274  |
| 工具器具備品      | 113       | 資 本 金             | 4,007,892  |
| 投資その他の資産    | 27,583    | 資 本 剰 余 金         | 3,730,492  |
| 破産更生債権      | 4,431     | 資 本 準 備 金         | 3,530,595  |
| 敷金及び保証金     | 27,625    | そ の 他 資 本 剰 余 金   | 199,896    |
| そ の 他       | 70,354    | 利 益 剰 余 金         | △4,305,709 |
| 貸倒引当金       | △74,828   | そ の 他 利 益 剰 余 金   | △4,305,709 |
|             |           | 繰越利益剰余金           | △4,305,709 |
|             |           | 自 己 株 式           | △52,401    |
|             |           | 純 資 産 合 計         | 3,380,274  |
| 資 産 合 計     | 3,957,771 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 3,957,771  |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(令和2年10月1日から  
令和3年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金         | 額         |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 売 上 高                 |           | 658,294   |
| 売 上 原 価               |           | 376,859   |
| 売 上 総 利 益             |           | 281,435   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |           | 177,070   |
| 営 業 利 益               |           | 104,364   |
| 営 業 外 収 益             |           |           |
| 受 取 利 息               | 1,253     |           |
| 雑 収 入                 | 8,045     |           |
| 為 替 差 益               | 49,730    | 59,030    |
| 営 業 外 費 用             |           |           |
| 支 払 利 息               | 11,902    |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 13,200    |           |
| そ の 他                 | 109       | 25,212    |
| 経 常 利 益               |           | 138,182   |
| 特 別 利 益               |           |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 8,340     | 8,340     |
| 特 別 損 失               |           |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 1,746,333 | 1,746,333 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |           | 1,599,809 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |           | 39,561    |
| 当 期 純 損 失             |           | 1,639,371 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（令和2年10月1日から  
令和3年9月30日まで）

（単位：千円）

|                                 | 株 主 資 本   |           |              |             |              |             |
|---------------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|--------------|-------------|
|                                 | 資 本 金     | 資本剰余金     |              |             | 利益剰余金        |             |
|                                 |           | 資本準備金     | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
|                                 |           |           |              |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |
| 令和2年10月1日 残高                    | 4,007,892 | 3,530,595 | 199,896      | 3,730,492   | △2,666,337   | △2,666,337  |
| 事業年度中の変動額                       |           |           |              |             |              |             |
| 当期純損失                           |           |           |              |             | △1,639,371   | △1,639,371  |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額（純額） |           |           |              |             |              |             |
| 事業年度中の変動額合計                     | —         | —         | —            | —           | △1,639,371   | △1,639,371  |
| 令和3年9月30日 残高                    | 4,007,892 | 3,530,595 | 199,896      | 3,730,492   | △4,305,709   | △4,305,709  |

|                                 | 株 主 資 本 |            | 新株予約権  | 純資産合計      |
|---------------------------------|---------|------------|--------|------------|
|                                 | 自己株式    | 株主資本合計     |        |            |
| 令和2年10月1日 残高                    | △52,401 | 5,019,645  | 8,340  | 5,027,986  |
| 事業年度中の変動額                       |         |            |        |            |
| 当期純損失                           |         | △1,639,371 |        | △1,639,371 |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額（純額） |         |            | △8,340 | △8,340     |
| 事業年度中の変動額合計                     | —       | △1,639,371 | △8,340 | △1,647,712 |
| 令和3年9月30日 残高                    | △52,401 | 3,380,274  | —      | 3,380,274  |

（注） 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ① 商品及び製品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ② 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 定率法及び定額法  
耐用年数は次のとおりであります。  
工具、器具及び備品 3年～15年
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 投資損失引当金 関係会社の価値の減少による損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して個別検討による必要額を計上しております。
- (5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。



### 3. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

関係会社短期貸付金の回収可能性

イ. 勘定科目名および当事業年度計上額

| 勘定科目    | 当事業年度計上額    |
|---------|-------------|
| 関係会社貸付金 | 3,786,619千円 |

ロ. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社短期貸付金はEngine Holdings Asia PTE. LTD. に対する貸付金であり、財務内容等の基づく弁済能力を評価して、貸倒引当金の計上の要否を検討しております。同社が保有するG L株式などの評価に悪影響を及ぼす事態が生じた場合、貸付金の回収可能価額の見積りに悪影響を及ぼす可能性があり、その場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性がございます。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 100,551千円 |
| 長期金銭債権 | 13,200千円  |
| 短期金銭債務 | 63,923千円  |

取締役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|        |       |
|--------|-------|
| 短期金銭債権 | 151千円 |
|--------|-------|

(2) 偶発債務

JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地：シンガポール共和国、代表者の役職・氏名：代表取締役 藤澤信義) は、2021年6月21日、当社及び当社親会社昭和ホールディングス株式会社並びに親会社の筆頭株主A. P. F. Group Co., Ltd. に対し、此下益司氏及びGroup Lease PCL. の詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として24百万米ドル（約26億円）の支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起し、現在係争中であります。

上記訴訟は不当なもので、当社といたしましては、法律顧問と相談し、当社の正当性を主張してまいります。

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|                  |          |
|------------------|----------|
| 営業取引（売上原価）       | 2,662千円  |
| 営業取引（販売費及び一般管理費） | 41,497千円 |
| 営業取引以外           | 11,182千円 |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 (株) | 当事業年度増加株式数 (株) | 当事業年度減少株式数 (株) | 当事業年度末の株式数 (株) |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 39,400          | —              | —              | 39,400         |
| 合 計   | 39,400          | —              | —              | 39,400         |

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金超過額、関係会社株式評価損、繰越欠損金、認定利息等であります。

なお、繰延税金資産については、同額の評価性引当額を計上しているため、貸借対照表には計上していません。

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称                         | 議決権等の所有(被所有)割合 (%) | 関係内容       |           | 取引の内容          | 取引金額 (千円) | 科目        | 期末残高 (千円) |
|-----|--------------------------------|--------------------|------------|-----------|----------------|-----------|-----------|-----------|
|     |                                |                    | 役員の兼任等 (人) | 事業上の関係    |                |           |           |           |
| 親会社 | 昭和ホールディングス株式会社                 | 被所有<br>直接63.21     | 2          | 株式の<br>保有 | 経営指導料の支払い (注1) | 33,600    | 未払金       | 3,480     |
|     |                                |                    |            |           | 資金の借入 (注2)     | 14,000    | 関係会社短期借入金 | 291,894   |
|     |                                |                    |            |           | 資金の返済 (注2)     | 61,000    |           |           |
|     |                                |                    |            |           | 利息の支払 (注2)     | 10,278    | 未払利息      | 60,443    |
| 子会社 | Engine Holdings Asia PTE. LTD. | 所有<br>直接100.00     | 1          | 株式の<br>保有 | —              | —         | 関係会社短期貸付金 | 3,748,999 |
|     |                                |                    |            |           | —              | —         | 未収利息 (注4) | 98,168    |

上記のうち取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営指導料の取り決めについては、業務内容を勘案し協議の上、決定しております。

(注2) 資金の貸付及び資金の借入については、貸付期間及び借入期間並びに財務状況を勘案し取引条件を決定しております。

(注3) Engine Holdings Asia PTE. LTD. の関係会社短期貸付金は、担保として持分法適用関連会社Group Lease PCL. 株式を当社が受け入れています。なお、担保料の受取はありません。

(注4) 貸倒引当金を98,168千円計上しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 94円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 45円85銭 |

## 連結計算書類に関する監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年11月26日

株式会社ウェッジホールディングス  
取締役会 御中

#### 監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之 ㊞  
業務執行社員

#### 限定付適正意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウェッジホールディングスの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェッジホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 限定付適正意見の根拠

当監査法人は、前連結会計年度の会計監査において、重要な構成単位であるG Lの連結財務情報について、G L構成単位監査人にグループ監査に基づく監査及びレビュー業務を依頼したが、JTrust Asia Pte. Ltd. を原告とするシンガポール共和国での損害賠償請求訴訟事件の敗訴に関連してG L構成単位監査人のグループ監査が終了せず、計画した監査手続を完了することができなかったため、当監査法人は、前連結会計年度の連結計算書類について意見不表明とした。その後、当監査法人は、継続して、G Lの連結財務情報含めた連結計算書類について、当監査法人独自に追加的手続含めた代替的手続を実施したが、意見不表明の原因となったG L連結財務情報含めた連結計算書類について、下記1の監査の範囲の制約を除き、重要な虚偽表示が発見されなかった。

1. 連結注記表8. その他の注記（追加情報）「(1) 持分法適用関連会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有するタイSEC指摘G L H融資取引に関する影響について」に記載のとおり、会社の持分法適用関連会社Group Lease PCL. (以下「G L」という。)の子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等(以下「G L H融資取引」という。)に関連して、G Lは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からG L役員の不作為や利息収入の過大計上などの指摘を受けた。当該タイSEC指摘G L H融資取引については、この問題の発覚時の2017年9月期決算で全額損失処理済みだが、タイ法務省特別捜査局による調査が継続しており、現在も未解決事項となっている。当監査法人は、タイSEC指摘G L H融資取引について、追加的な検討を行ったものの、監査の限界であり、十分かつ適切な監査証拠を入手することができていない。また、(追加情報)「(2) JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載のとおり、当該タイSEC指摘G L H融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. か

らタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中である。これらの調査や訴訟の展開次第では、会社グループが保有するG L持分法投資（当連結会計年度末の関係会社株式簿価30億円）の評価等に影響が生じる可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、連結計算書類には反映されていない。

当監査法人は、これら検討の結果、上記の監査範囲の制約の影響については、金額的重要性はあるがG L持分法投資等の特定の勘定に限定されるもので広範ではないと判断できたことから、当連結会計年度の連結計算書類について限定付適正意見を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

連結注記表「1 (1) 連結の範囲に関する事項」に記載のとおり、会社グループは、当連結会計年度において、連結子会社Group Lease PCL. に対する議決権比率が40%を下回る状況が長期化し、G L取締役会での影響度が低下したことなどから有効な支配従属関係を維持しているとは言い難い状況となったため、2021年9月30日をみなし異動日とし、Group Lease PCL. を連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に関する監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月26日

株式会社ウェッジホールディングス  
取締役会 御中

### 監査法人アリア

東京都港区

代表社員

業務執行社員

代表社員

業務執行社員

公認会計士

茂木 秀俊 ㊞

公認会計士

山中 康之 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウェッジホールディングスの2020年10月1日から2021年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表4. 貸借対照表に関する注記（偶発債務）に記載のとおり、会社は、JTRUST ASIA PTE. LTD. から約26億円の支払を求める損害賠償請求訴訟を提起され、現在係争中である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果に付き以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当り当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年11月26日

株式会社ウェッジホールディングス 監査等委員会

社外監査等委員 近 藤 健 太 ㊟

社外監査等委員 佐 藤 一 石 ㊟

監 査 等 委 員 大 徳 哲 雄 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

契約期間満了の時期が到来し、現物件の建替え計画があり移転することとなり第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都江東区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、令和4年度に開催される取締役会において効力を発生することとし、その旨の附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

| 現行定款                                 | 変更案                                                                                   |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| (本店の所在地)<br>第3条<br>当社は、本店を東京都中央区に置く。 | (本店の所在地)<br>第3条<br>当社は、本店を東京都江東区に置く。                                                  |
| (新設)                                 | 附則<br>第3条（本店の所在地）の変更は令和4年度に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。 |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の株<br>式の数 |
|-------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | このしたたつき<br>此下竜矢<br>(昭和47年3月22日生) | 平成18年 United Securities PCL. CEO<br>平成20年6月 昭和ゴム株式会社（現 昭和ホールディングス株式会社）代表取締役CEO<br>平成21年6月 同社取締役兼代表執行役CEO<br>平成22年8月 明日香食品株式会社代表取締役<br>平成23年4月 Group Lease PCL. 取締役<br>平成23年7月 明日香食品株式会社代表取締役社長（現任）<br>平成23年8月 当社代表取締役会長<br>平成25年10月 当社代表取締役社長兼CEO（現任）<br>平成30年2月 Group Lease PCL. 取締役CEO<br>平成30年6月 昭和ホールディングス株式会社代表取締役社長兼CEO（現任）<br>令和2年10月 Group Lease PCL. 取締役Deputy CEO（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>昭和ホールディングス株式会社代表取締役社長兼CEO<br>明日香食品株式会社代表取締役社長<br>Group Lease PCL. 取締役Deputy CEO | 26,000株             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の株<br>式の数 |
|-----------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 2         | たしろむねお<br>田代宗雄<br>(昭和47年9月16日生) | 平成19年12月 当社代表取締役専務<br>平成20年5月 当社代表取締役社長<br>平成21年2月 Engine Holdings Asia Pte.Ltd. 取締役<br>(現任)<br>平成21年4月 Group Lease PCL. 取締役 (現任)<br>平成23年7月 明日香食品株式会社取締役<br>平成25年10月 当社取締役 (現任)<br>平成25年10月 Group Lease Holdings Pte.Ltd. 取締役<br>(現任)<br>平成26年7月 Thanaban Co.,Ltd. 取締役 (現任)<br>平成26年7月 GL Finance PLC. 取締役 (現任)<br>平成26年8月 GL Leasing (Lao) Co.,Ltd. 取締役 (現<br>任)<br>平成28年12月 Group Lease PCL. 取締役COO<br>(重要な兼職の状況)<br>Group Lease PCL. 取締役<br>Thanaban Co.,Ltd. 取締役<br>GL Finance PLC. 取締役 | 50,000株             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株<br>式 の 数 |
|-----------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 3         | しょう じ とも ひこ<br>庄 司 友 彦<br>(昭和45年4月28日生) | <p>平成13年6月 株式会社イーネット・ジャパン監査役</p> <p>平成16年6月 株式会社ノジマ取締役兼執行役経理グループ長</p> <p>平成18年5月 株式会社WAVE取締役</p> <p>平成21年1月 新東京シティ証券株式会社取締役C00</p> <p>平成21年6月 昭和ホールディングス株式会社取締役兼執行役総務・財務担当</p> <p>平成21年10月 昭和ゴム技術開発株式会社取締役</p> <p>平成22年6月 明日香食品株式会社取締役 (現任)</p> <p>平成23年8月 当社取締役</p> <p>平成24年1月 昭和ゴム株式会社取締役 (現任)</p> <p>平成28年6月 昭和ホールディングス株式会社取締役総務・財務担当</p> <p>平成30年2月 当社代表取締役 (現任)</p> <p>平成30年4月 Group Lease PCL. 取締役</p> <p>平成30年6月 昭和ホールディングス株式会社代表取締役C00兼CFO (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>昭和ホールディングス株式会社代表取締役C00兼CFO</p> | 20,000株               |
| 4         | すがわら たつ ゆき<br>菅 原 達 之<br>(昭和51年1月20日生)  | <p>平成22年1月 当社執行役員</p> <p>平成24年10月 当社ユニコン事業部ゼネラルマネージャー</p> <p>令和元年10月 当社ユニコン・ホビーカンパニー社長 (現任)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 一株                    |

(注1) 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(注2) 此下竜矢氏は、当社の親会社である昭和ホールディングス株式会社の代表取締役社長兼CEO (最高経営責任者) であります。

庄司友彦氏は、当社の親会社である昭和ホールディングス株式会社の代表取締役C00 (最高執行責任者) 兼CFO (最高財務責任者) であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株<br>式の数 |
|-------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | 近藤健太<br>(昭和44年12月21日生) | 平成8年4月 弁護士登録<br>平成8年4月 山根法律総合事務所入所（現任）<br>平成14年12月 当社監査役<br>平成27年12月 当社監査等委員である取締役（現任）                                                                                                    | -株                  |
| 2     | 佐藤一石<br>(昭和25年2月13日生)  | 昭和48年4月 昭和ゴム株式会社（現 昭和ホールディングス株式会社）入社<br>平成17年6月 同社取締役総務部長<br>平成21年10月 昭和ゴム株式会社監査役<br>平成23年8月 当社監査役<br>平成28年11月 昭和ゴム株式会社監査役（現任）<br>平成30年2月 当社監査等委員である取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>昭和ゴム株式会社 監査役 | -株                  |
| 3     | 大徳哲雄<br>(昭和29年10月26日生) | 昭和53年4月 株式会社みのり書房入社<br>昭和63年12月 株式会社樹想社代表取締役（現任）<br>平成28年12月 当社取締役<br>平成31年2月 当社監査等委員である一時取締役<br>令和元年12月 当社監査等委員である取締役（現任）                                                                | -株                  |

- (注1) 各候補者と当社間に、特別の利害関係はありません。
- (注2) 近藤健太氏は、社外取締役（独立役員）の候補者であります。
- (注3) 近藤健太氏は、弁護士であり監査役の経験が長く、監査等委員である取締役としての業務を遂行していただけると判断しております。
- (注4) 近藤健太氏は、弁護士の資格を持ち、国内外他企業との提携や企業再編案件での経営判断において高度な法律面からのアドバイスを期待しております。なお、近藤健太氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に關与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役の職務を遂行できると判断しております。
- (注5) 近藤健太氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役ですが、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
- (注6) 佐藤一石氏は、社外取締役の候補者であります。
- (注7) 佐藤一石氏は、経営者として長年の業務経験により、経営判断において多面的なアドバイスを期待しております。この経営者としての長年の業務経験により監査等委員である取締役としての業務を遂行していただけると判断しております。
- (注8) 佐藤一石氏は、当社と親会社を同じくする昭和ゴム株式会社の監査役であります。
- (注9) 佐藤一石氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役ですが、その在任期間は本総会終結の時をもって3年10か月となります。
- (注10) 大徳哲雄氏は、経営者として長年の業務経験により、監査等委員である取締役としての業務を遂行していただけると判断しております。

以上



## 株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都中央区日本橋箱崎町42番 1号  
T-CATホール 1 F



### <会場までの交通機関>

- ・水天宮前駅は、「1a出口がTCATと直結しています。」
- ・地下鉄日比谷線「人形町駅」A1 出口から徒歩約5分
- ・都営新宿線「浜町駅」A2 出口から徒歩約10分
- ・都営浅草線「人形町駅」A3・A5 出口から徒歩約7分

※ 会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんのでご了承ください。